

**「不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン」及び  
「相殺関税に関する手続等についてのガイドライン」  
における質問状回答期限等の明記について**

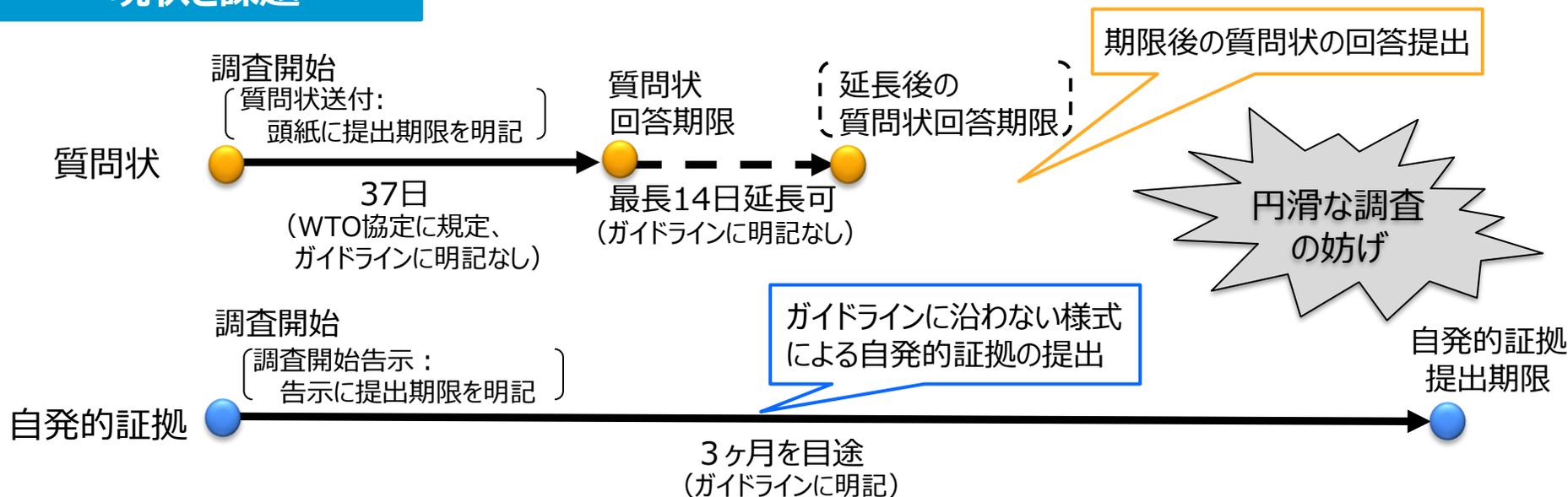
令和 5 年 1 月 26 日  
産業構造審議会  
通商・貿易分科会  
特殊貿易措置小委員会

# ガイドライン及び現状と課題

## ガイドラインについて

不当廉売関税及び相殺関税制度の運用は、WTO協定及び国内関係法令のほか、これらを補完し、制度の円滑な運営に資するために制定された「不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン」及び「相殺関税に関する手続等についてのガイドライン」（以下総じて「ガイドライン」という。）に則って実施。

## 現状と課題



- 質問状：利害関係者の認識不足による、質問状回答期限後の回答の提出。
- 自発的証拠：ガイドラインに沿わない様式による自発的証拠が提出された場合、証明しようとする事実の内容が判然としないことがあり、利害関係者と調査当局との間で当該内容や取扱いについて確認が必要となるため、作業に時間を要する。

⇒円滑な調査の妨げになっている。

# 改正による効果、妥当性及び改正内容

## ガイドライン改正による効果

- 質問状の回答期限の明記  
質問状の回答期限をガイドラインに明記することで、期限内の回答の必要性を明確化し、利害関係者にとっても予見性が向上する。
- 自発的証拠の提出方法の明記  
自発的証拠の提出に際し、ガイドラインで定めた様式により提出されなかった場合は、当該証拠を受理しないことができる旨をガイドラインに明記することで、円滑な調査につなげる。

## ガイドライン改正の妥当性

質問状の回答期限の記載については、これまでの手続をガイドライン上に明記することで期限内の回答の必要性を明確化するもの、自発的証拠の提出方法の明記については、利害関係者に提出方法に則った自発的証拠の提出を確保するものである。



## 改正の内容

- 質問状回答期限を原則、証拠提出等の求めの通知日から37日を経過する日（理由に応じて最長14日延長可）までとする旨を明記。
- ガイドラインで定めた様式により自発的証拠が提出されなかった場合は、当該証拠を受理しないことができる旨を明記。